

キャッシュレス納付の利用拡大等について

(管理運営関係)

キャッシュレス納付の利用拡大について

**国税の納付は、金融機関や税務署の窓口へ行く必要のない
非対面のキャッシュレス納付が大変便利ですので、是非ご利用ください！！**

○ ダイレクト納付

- e-Tax により申告書を提出した後、事前に指定した納税者ご自身名義の預貯金口座から、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより国税を納付することが可能です。
- 複数の預貯金口座をご利用いただけるほか、予納も利用することが可能です。
- 個人の方については、**金融機関届出印の押印なしに、オンラインでダイレクト納付利用届出書を提出することが可能です。**
- 地方税についても、地方税共通納税システムによるダイレクト納付が可能ですので、特に、毎月納期が訪れる個人住民税（特別徴収分）など、国税と併せてご利用をお願いします。

（別紙1）「税金の納付は、ダイレクト納付で業務効率化！」チラシ

○ 振替納税

- 納税者本人名義の預貯金口座から、口座引落しにより国税を納付することが可能です。
- 申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要のある方に便利な納付方法です。
- **金融機関届出印の押印なしに、オンラインで振替依頼書を提出することが可能です。**

（別紙2）「国税の納付はキャッシュレス納付をご利用ください！」チラシ

○ インターネットバンキング

- 事前に e-Tax の利用開始手続を行うことで、インターネットバンキングにより国税を電子納付することが可能です。
- インターネットバンキングによる電子納税のご利用に当たって、電子証明書は不要です。

（別紙2）「国税の納付はキャッシュレス納付をご利用ください！」チラシ

○ クレジットカード納付

- 事前の手続なしで、パソコンやスマートフォンから国税の納付手続が可能です。
- 納付税額に応じた決済手数料がかかるものの、24 時間利用できますので、時間を気にせず、納付手続が行えます。

（別紙2）「国税の納付はキャッシュレス納付をご利用ください！」チラシ

○ スマホアプリ納付

- ・ スマートフォン決済専用の Web サイト（国税スマートフォン決済専用サイト）へアクセスし、納税者が利用可能な Pay 払いを選択して納付する手続です。
- ・ 時間を気にせず、場所を選ばず、納付手続が行えます。
- ・ 決済手数料はかかりません。
- ・ 事前の手続なしで、スマートフォンから国税の納付手続が可能です。
- ・ 原則として、全ての税目で納付が可能です。
※ 印紙を貼り付けて納付する場合など、利用できない税目があります。
- ・ 納付しようとする金額が 30 万円以下の場合に利用することができます。
※ 利用する Pay 払いで設定された上限金額により、利用可能な金額が制限される場合があります。
- ・ アカウント残高を利用した支払方法のみ利用可能なため、事前に利用する Pay 払いへのアカウント登録及び残高へのチャージが必要です。
- ・ 領収証書は発行されません。
※ 「納付手続の完了」画面で「納付内容をダウンロード」していただくか、「納付情報の入力」画面でメールアドレスを登録し、納付手続完了メールを受信することで、納付内容を確認することができます。

【納付手続の流れ】

e-Tax の受信通知からアクセスする場合

e-Tax を利用して申告書・所得税徴収高計算書データの送信又は納付情報登録依頼をした後に、メッセージボックスに格納される受信通知（納付区分番号通知）からアクセスし、①利用する Pay 払いを選択、②e-Tax から引き継がれた納付情報（氏名、税額等）を確認、③選択した Pay 払いで支払、の3ステップで納付手続完了となります。

国税庁ホームページからアクセスする場合

国税庁ホームページから「国税スマートフォン決済専用サイト」に直接アクセスして、①利用する Pay 払いを選択、②納付情報（氏名、税額等）を入力、③選択した Pay 払いで支払、の3ステップで納付手続完了となります。

※ 自宅等からスマートフォン等による申告をされた場合は、受信通知（納付区分番号通知）からスマホアプリ納付を選択することで、国税スマートフォン決済専用サイトに遷移します。

また、自宅等からパソコンによる申告をされた場合は、受信通知（納付区分番号通知）に付された QR コードをスマートフォン等のカメラで読み取ることで、国税スマートフォン決済専用サイトに遷移します。

※ 源泉所得税及び復興特別所得税（自主納付分）は、e-Tax で徴収高計算書データを送信後、受信通知から納付を行う場合のみ可能となります。

（別紙3）「国税の納付はスマホアプリ納付で！」チラシ

国税のキャッシュレス納付手続について、利用手順のマニュアルを掲載しています。

また、YouTube「国税庁動画チャンネル」に、「はじめよう！ダイレクト納付！」と題して、ダイレクト納付に必要な事前手続とダイレクト納付の操作方法を分かりやすく説明した動画を全3本のシリーズで掲載していますので、是非ご覧ください。

▼詳細はこちら



期 限 内 納 付 に つ い て

納税者の方が期限内に納付されるよう、税理士の皆様のご指導をお願いします！！
将来に納付が見込まれる国税は、予納ダイレクトを利用して計画的に納付できます！！

○ 期限内納付

- 期限内納付に向けて、関与先の皆様に納期限の周知及び期限内納付指導をお願いします。
なお、「ダイレクト納付」や「振替納税」など、キャッシュレス納付についてもご案内をお願いします。
- 「納税資金の定期的な積立て」及び「予納制度」の利用についても、引き続きの指導をお願いします。

【令和5年分所得税及び復興特別所得税の予定納税分に係る納期限】

- ① 第1期分・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和5年7月31日（月）
- ② 第2期分・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和5年11月30日（木）

（別紙4）「税理士の皆様へ 期限内納付に向けたご指導をお願いします！」チラシ

○ 予納制度

- おおむね6月以内（期限内申告に係る国税については、おおむね12月以内）において、納付すべき税額の確定することが確実であると認められる国税について、あらかじめ納付することができる制度です。
 - ① 調査等により近日中に納付すべき税額の確定が見込まれる場合、修正申告書提出前であっても、その納付すべき税額の見込金額をあらかじめ納付することにより、その納付した金額について、延滞税の計算期間が予納の日までとなる。➡ 延滞税の負担を軽減！
 - ② 確定申告により納付することが見込まれる金額について、申告書の提出前に、あらかじめ納付可能 ➡ 申告時に（一括で）納税資金を準備する負担を軽減！
- 将来に納付が見込まれる国税を、e-Taxに登録した預貯金口座からの引落しにより、指定した期日に予め納付できる、予納ダイレクトをご利用ください。

【適用要件】

納付の日までに対象税目の納税地の所轄税務署長に「国税の予納申出書」を提出

* 予納ダイレクトであれば、提出不要

（別紙5）「予納制度を利用した納税のご案内」チラシ

（別紙6）「国税の納付にはダイレクト納付がおすすめです！」チラシ

PDF ファイルによる電子納税証明書の利用勧奨について

パソコン、スマートフォン及びタブレット端末から e-Tax を使って、納税証明書の交付請求から受取まで簡単な操作でできますので、是非ご利用ください！！

○ 特徴及び利便性

- パソコンから電子署名を付与した納税証明書交付請求書を提出し、手数料をインターネットバンキングやATMで納付することで、税務署へ出向くことなく電子納税証明書（PDFファイル）を受領できます。
- 受領した電子納税証明書（PDF ファイル）（※）は、自宅やコンビニで印刷可能な上、何枚でも印刷してお使いいただけますので、複数枚を提出する場合等、非常に便利です。
※ 電子納税証明書（PDF ファイル）をダウンロードできる期間は、メッセージボックスに発行受付結果（電子納税証明書の発行準備が整った旨の通知）が配信されてから 90 日間です。
- 手数料が書面による請求に比べ安価（通常 400 円⇒ 370 円）です。
- e-Tax ソフト（SP 版）からも、電子納税証明書（PDF 形式）の交付請求ができます。

【スマートフォン及びタブレット端末による電子納税証明書等の申請について】

- 電子納税証明書（PDF 形式）の交付請求から受取まで、スマートフォン及びタブレット端末を使用して申請ができます。
- スマートフォン及びタブレット端末を使用した電子納税証明書（PDF 形式）の交付請求には、納税者本人（法人の場合は代表者本人）のマイナンバーカードが必要です。
なお、交付請求は、本人（法人の場合は代表者本人）のみ行うことができます。

≪請求から受取まで簡単な3ステップで手続完了≫

- ① e-Tax ホームページからログイン、「納税証明書の交付請求（電子交付用）」を選択
- ② 納税証明書の請求データを作成、マイナンバーカードを読み込んで電子署名を付与し、請求データを送信
- ③ メッセージボックスに手数料の案内が格納されるため、インターネットバンキングで手数料を納付後、納税証明書データをダウンロード

（別紙 7）「電子納税証明書（PDF）がさらに便利に！スマホで請求！スマホで受取！」チラシ

各種取組の実施について

各種取組への協力のお願い

○ 税務署窓口領収時間の見直し

令和2年10月1日（木）以降、署内領収の受付時間を原則9時から16時までとしています。国税庁においては、納税者等の利便性を向上させるとともに、現金管理等に伴う社会全体のコストを縮減する観点から、令和7年度までにキャッシュレス納付割合を4割とすることを目指しておりますので、金融機関や税務署窓口以外の、キャッシュレス納付手段を利用していただきますようお願いいたします。

（別紙2）「国税の納付はキャッシュレス納付をご利用ください！」チラシ

○ 税務署窓口における相談体制

国税庁では、国税に関する相談について、来署せずとも自宅やオフィスから解決できる方法として、国税庁ホームページのタックスアンサーやチャットボット、電話相談センターをご用意しています。

なお、具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など、電話での回答が困難な相談については、従来より税務署において事前に予約を受けた上で、面接により対応することとしていますが、令和5年8月以降、相談時間の確保及び来署者の待ち時間の削減のため、上記以外の相談についても、面接による相談を希望される場合は、原則として事前に予約を受けた上で対応することといたします。

税務署窓口における相談体制について、ご理解とご協力をお願いします。

（別紙8）「国税に関するご質問・ご相談は国税庁ホームページで解決！」チラシ

○ 窓口收受システムを利用した收受事務（試行）【和歌山署】

令和2年8月3日（月）以降、「窓口收受システム」を使用した收受事務の試行を実施しています。

試行の内容は、税務署の総合窓口にスキャナを設置し、納税者等が自ら提出書類をスキャンすることで提出事績を明確化するほか、收受日付印の押なつに代えて、スキャンした書類の1枚目に提出事績を表示して出力し、納税者等に交付するものです。

なお、提出事績を表示した帳票が控えとなりますので、試行署においては控え用の申告書等を持参いただく必要がありませんので、ご留意願います。

○ 自動現金領収機を使用した現金領収事務（試行）【東署・堺署】

令和2年12月1日（火）以降、「自動現金領収機」を使用した現金領収事務の試行を実施しています。

試行の内容は、税務署の総合窓口に自動現金領収機を設置し、納税者からの申出に基づき、納付専用紙を作成することで、納税者自らが自動現金領収機に納付専用紙を挿入し、入金を行った後、領収証書及び釣銭を受領するものですので、ご協力をお願いします。

○ 還付金の振込に係る電子通知

令和5年6月以降、還付申告や還付申請（請求）を e-Tax で提出される方のうち、税務署から送付される国税還付金振込通知書を e-Tax で送付希望される方については、書面による通知に代えて専用の通知書ボックスに e-Tax で国税還付金振込通知書を送信できるようになりましたので、是非ご利用をお願いします。

対象者（税目）

法人税、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、贈与税、相続税、酒税、間接諸税に係る還付申告や還付申請（請求）を e-Tax により提出した方で、銀行口座への振込みによる還付となる方

受取方法（確認方法）

e-Tax による国税還付金振込通知書の確認方法については、e-Tax ホームページ等から受付システムにログインした後、メインメニューの通知書等一覧の「確認画面へ」を選択し、「国税還付金振込通知書」からご確認いただけます。

留意事項

- ・ 電子通知を希望された場合は、書面での通知はされません。
- ・ e-Tax による通知書の交付を希望された場合でも、利用者識別番号の変更、その他の理由により e-Tax による交付ができない場合には、書面により送付されることがあります。
- ・ 代理送信により電子通知を希望して申告書等を提出した場合でも、国税還付金振込通知書は納税者ご本人のみに送信されます。

○ 納付書の事前送付に係るお知らせ

国税庁では、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」の実現に向けて、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいるところ、社会全体の効率化と行政コスト抑制の観点で踏まえ、e-Tax により申告書を提出している法人の方などについて、令和6年5月以降は、納付書の事前の送付を取りやめることとしておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

《事前送付を行わないこととなる方》

- e-Tax により申告書を提出されている法人の方
- e-Tax による申告書の提出が義務化されている法人の方
- e-Tax で「予定納税額の通知書」の通知を希望された個人の方
- 「納付書」を使用しない次の手段により納付されている法人・個人の方

ダイレクト納付、振替納税、インターネットバンキング等による納付、クレジットカード納付、スマホアプリ納付、コンビニ納付（QRコード）

▼詳細はこちら



※ QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

税金の納付は

簡単・便利な

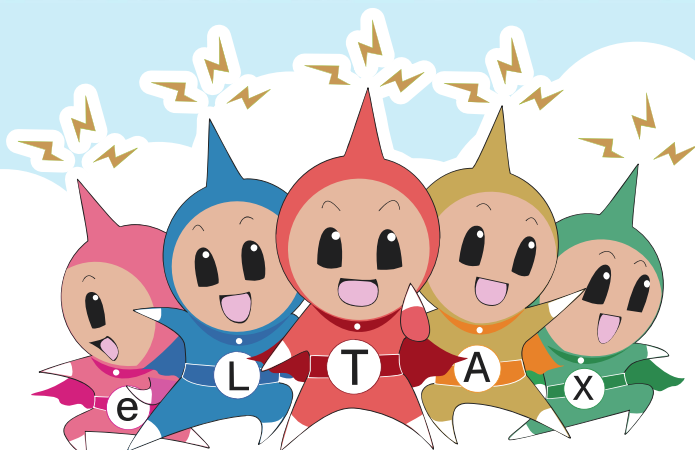
ダイレクト納付で 業務効率化！

ダイレクト納付とは…

国税の場合はe-Tax、地方税の場合はeLTAXを利用して、事前に届出をした預貯金口座からの振替により、簡単な操作で税金を納付することができる便利な電子納税の手段です。



国税庁e-Taxキャラクター：
イータ君



eLTAXイメージキャラクター：エルレンジャー

BEFORE

これまでは…



- ✓ 金融機関まで足を運ぶのが面倒…
- ✓ 窓口が混雑しているときは長時間待たないといけない…
- ✓ 源泉所得税や個人住民税の納付は毎月発生するし事務負担が大きい…
- ✓ 納付する日を指定できれば便利なのに…
- ✓ 複数の都道府県・市区町村へまとめて納付できればいいのに…

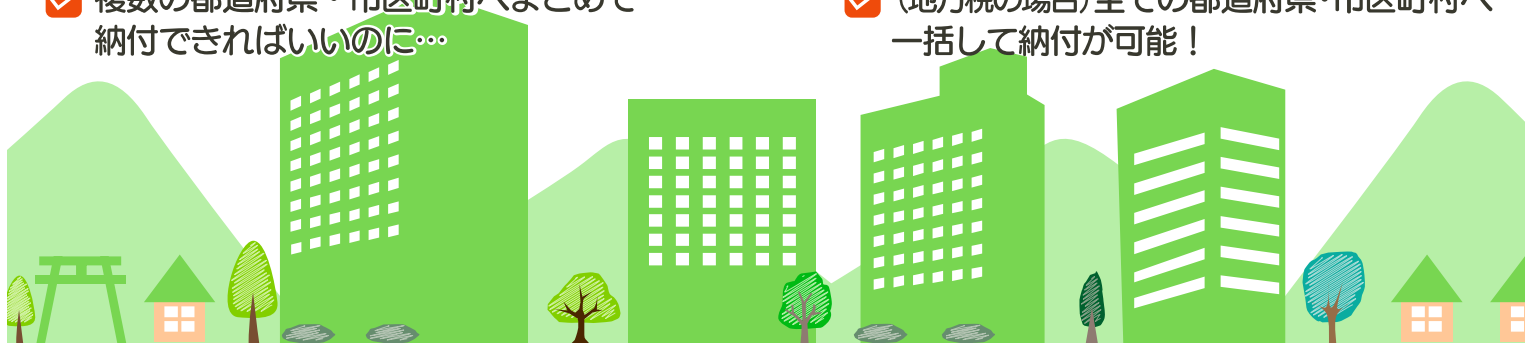


AFTER

これからは



- ✓ オフィスや自宅からPCで納付できます！
- ✓ 窓口で待たなくてもいい！
- ✓ PCで申告から納税まで一度でできます！
- ✓ 即時又は納付日を指定して納付ができます！
- ✓ (地方税の場合) 全ての都道府県・市区町村へ一括して納付が可能！





ダイレクト納付を始めるには？

国税の場合は

ダイレクト納付が利用できる金融機関に
預貯金口座があること



(e-Tax) 利用可能金融機関

- ✓ (初めてのの方は) e-Taxの利用開始手続からスタート！
- ✓ 国税のダイレクト納付利用届出書を提出！
個人の方はオンラインで届出書の提出ができます。



◀ 詳細はこちら

※利用開始まで、書面提出では約1か月、オンライン提出では約10日程度の期間が必要です。

※法人の方は、右ページの届出書の提出をお願いします。

地方税の場合は

ダイレクト納付が利用できる金融機関に
預貯金口座があること



(eLTAX) 共通納税対応金融機関

- ✓ (初めてのの方は) eLTAXホームページのPCdesk(WEB版)から利用開始手続スタート！
- ✓ 地方税共同機構ダイレクト納付口座振替依頼書を提出！



◀ 詳細はこちら

※ 地方税共同機構ダイレクト納付口座振替依頼書は、PCdeskから利用届出を行い、利用者IDを取得してからダウンロードできます。



ダイレクト納付の利用方法

国税の場合は

- 1 e-Taxで電子申告等又は納付情報登録依頼データを送信する
- 2 メッセージボックスに格納される通知を確認し、「ダイレクト納付」を選択する
- 3 「今すぐに納付される方」又は「納付日を指定される方」を選択する

※ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。
※「納付日を指定される方」は指定した日の午前中に振替が行われます。

4 納付状況を確認する

※「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので、内容を必ずご確認ください。

詳しい操作方法は下記をご覧ください。

国税庁HP
「Web-Tax-TV」



手続に関するご不明な点につきましては、e-Taxホームページをご覧ください。
e-Taxホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp/>

地方税の場合は

- 1 PCdesk(DL版)などのeLTAX対応ソフトウェアから申告書を作成・送信や納付情報の発行依頼を行う。
- 2 納付情報を受け取り、「ダイレクト方式」を選択する
- 3 「今すぐ納付を行う」又は「納付日を指定して納付を行う」を選択する

※ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。
※納付日を指定される方は指定した日に振替が行われます。

4 納付状況を確認する

※納付手続完了後、納付完了通知がメッセージボックスに格納されますので、内容を必ずご確認ください。

詳しい操作方法は下記をご覧ください。

PCdesk
マニュアル



手続に関するご不明な点につきましては、eLTAXホームページをご覧ください。
eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

法人番号

※個人の方は個人番号の記載は不要です。

国税ダイレクト方式電子納税依頼書
兼国税ダイレクト方式電子納税届出書

令和 年 月 日提出

税務署長 あて

氏名（法人名及び代表者氏名）

私(当社)は、国税について、電子納税(ダイレクト方式)を利用することとしたいので届け出ます。
なお、税理士から申告書等を代理送信した場合には、税理士が私(当社)に代わって電子納税(ダイレクト方式) 手続の実行をできるよう、あわせて届け出ます。

取扱金融機関 御中

私(当社)は、国税の納付を電子納税(ダイレクト方式)により納付することとしたいので、下記約定を確約の上、依頼します。

1 指定預貯金口座

住 所 (所在地)	(〒 -) 電話 ()		(金融機関お届け印)	
	(申告納税地)			
氏 名 (法人名及び 代表者氏名)	(フリガナ)		印影が不鮮明な場合には、 こちらにも押印してください。	
指定金融機関	銀 行・信用金庫 労働金庫・農 協 信用組合・漁 協		本 店・支 店 本 所・支 所 出張所	
預金種別	1 普通 2 当座 3 納税準備	口座番号 (ゆうちょ銀行以外)		
ゆうちょ銀行	記号番号	-		

2 振替日時: 納付情報送付日時

3 利用開始日: ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降

税務署整理欄

(不備事由)

- | | |
|-------------|-----------|
| 1 金融機関番号エラー | 4 口座情報不完全 |
| 2 整理番号等未登録 | 5 その他 |
| 3 重複入力 | |

入	力	訂 正	入 力	送	付	登	録

金融機関番号

整理番号

約 定

- 国税庁の電子情報処理組織を使用して私(当社)名義の国税の納付に必要な情報(以下「納付情報」という。)が送付されたときは、私(当社)に通知することなく納付情報に記録された金額を指定預貯金口座から引き落としの上、納付してください。この場合、当該納付に係る領収証書は省略されて差し支えありません。
- 前項の指定預貯金口座からの引き落としに当たっては当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。
- 指定預貯金残高が振替日時において納付情報に記録された金額に満たないときは、私(当社)に通知することなく納付情報を返戻されても差し支えありません。
- この契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認めた場合には私(当社)に通知されることなく解除されても異議はありません。
- この契約を解除する場合には、私(当社)から税務署を経由して指定した金融機関に書面をもって届け出ます。
- この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には迷惑をかけません。

金融機関整理欄

(不備返却事由)

- | | |
|----------|---------|
| A 印鑑相違 | F 住所相違 |
| B 印鑑不鮮明 | G 支店名相違 |
| C 口座番号相違 | H その他 |
| D 口座該当なし | |
| E 名義人相違 | |
| (備考) | |

受 付 印	印 鑑 照 合 検 印

(口座識別番号)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(認証番号)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

国税の 簡単・便利な キャッシュレス納付！

国税ではダイレクト納付以外にも
便利なキャッシュレス納付を
ご用意しています。

振替納税

振替納税の申込をすることで、毎年の確定申告等
に係る国税を口座引落により納付する方法です。

インターネット バンキング等

インターネットバンキング口座など
から納付する方法です。



申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出
する必要のある方

- ✓ 申請手続は最初だけ！
- ✓ 初年度以降は自動で引き落とし！
- ✓ オンラインでも申請が可能！

※オンラインでの申請が利用可能な金融機関については、
国税庁ホームページをご確認ください。

- ✓ パソコンやスマホから簡単に納付！

※利用可能な金融機関については、
「ページ (https://www.pay-easy.jp/)」をご確認ください。

クレジット カード納付

インターネット上のクレジットカード支払の機能
を利用して、納付受託者が運営する専用サイト
から納付受託者に納付を委託する方法です。

- ✓ 事前手続きは不要！
- ✓ 専用サイトはこちらから ▶
<https://kokuzei.noufu.jp/>



※納付税額に応じた決済手数料がかかります。(手数料は国の収入にはなりません。)

スマホアプリ納付

スマホアプリを利用した新しい
納付の手段です。



令和4年12月導入開始予定！

詳しい情報は国税庁ホームページに今後
掲載しますので、是非ご確認ください！



e-Tax ホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp>

イータックス

検索



利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問 (Q&A) に関する最新の情報については、
e-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Tax ソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」
(TEL.0570-01-5901)へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時(土日祝日及び12月29日～1月3日を除きます。)です。

利用可能時間



電子納税の利用可能時間

下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが
稼働している時間となります。

e-Taxの利用可能時間

火曜日～金曜日(休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。) 24時間
月・土・日・休祝日(メンテナンス日を除きます。) 8時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

地方税のキャッシュレス納付！

- 地方税も、多くの都道府県・市区町村で口座振替、スマートフォン決済アプリ等によるキャッシュレス納付が導入
されています。詳しくは、各都道府県・市区町村にお問い合わせください。
- さらに、令和5年4月から、クレジットカード、スマートフォン決済アプリ等による納付がeLTAXで可能となる予定です。



eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>

エルタックス

検索



eLTAXとは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続を、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの接続環境、PCdeskの操作方法、よくあるご質問については、eLTAXホームページで詳しくお知らせ
しておりますので、ご覧ください。

ご利用に当たっての全般的なご質問は、eLTAXホームページのお問い合わせフォームでお問い合わせください。

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

令和4年9月

国税の納付は キャッシュレス納付 をご利用ください！

簡単！
便利！

業務
効率化！

非対面で
納付！

金融機関や
税務署に
行く必要
なし！

国税庁
e-Tax
キャラクター
イター君



ダイレクト納付

こんな方に
おすすめ！

- ☑ e-Taxを利用している方
- ☑ 源泉所得税を納付している源泉徴収義務者の方

e-Taxで申告書等を提出した後、納税者ご自身名義の預貯金口座から、**即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付**する手続です。

- ▶ 事前にダイレクト納付利用届出書を提出することで、**複数の預貯金口座を選択**(※)できます。
- ▶ 期限内申告の課税期間内であれば、申告書の提出前に納付見込額を資金繰りに応じて事前納付する**予納制度にも対応**しています。

※ 同一金融機関における複数の預貯金口座のダイレクト納付の利用可否については、国税庁ホームページで「利用可能金融機関一覧」をご確認ください。

- ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続を行った上、ダイレクト納付利用届出書を提出していただく必要があります。個人の方は、e-Taxによる提出も可能です。
- 届出書の提出からご利用可能まで1か月程度（e-Taxでの提出は1週間程度）かかります。
- 領収証書は発行されません（納付状況は預貯金通帳等をご確認ください。）。)
- 利用可能金融機関や利用可能額等の詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。

振替納税による納付

こんな方に
おすすめ！

- ☑ 所得税や消費税の申告書を毎年提出する
個人事業主の方

納税者ご自身名義の預貯金口座からの**口座引落しにより自動的に納付**する手続です。

- 利用可能税目 ①「申告所得税及び復興特別所得税」(※1)
②「消費税及び地方消費税（個人事業者）」(※2)
- ご利用に当たっては、事前に税務署又は希望する預貯金口座の金融機関へ振替依頼書を提出していただく必要があります。e-Taxによる提出も可能です。
- 領収証書は発行されません（納付状況は預貯金通帳等をご確認ください。）。)
- インターネット専用銀行等の一部の金融機関や、インターネット支店等の一部の店舗では利用できない場合がありますので、利用の可否については、取引先の金融機関へお問い合わせください。

※1 期限内に申告された確定申告（3期）分及び延納分、予定納税（1期、2期）分が対象です。

※2 期限内に申告された確定申告分及び中間申告分が対象です。

振替依頼書及びダイレクト納付利用届出書(個人)は、e-Taxで提出できます！

パソコンやスマホからe-Taxソフト(Web版・SP版)にログインし、必要事項を入力することで、**金融機関届出印の押印なし**にオンラインでの提出(電子証明書等添付不要)が可能です。

▼オンライン提出(Web版)
マニュアル(2.332KB)



▼オンライン提出(SP版)
マニュアル(3.054KB)



スマホアプリ納付

こんな方に
おすすめ！

- ☑ Pay払いを利用している方

スマートフォン決済専用のWebサイト（国税スマートフォン決済専用サイト）へアクセスし、**Pay払いで納付**する手続です。



- 納付しようとする金額が30万円以下の場合に利用することができます。
- ※ 利用するPay払いで設定された上限金額により、利用可能な金額が制限される場合があります。
- アカウント残高を利用した支払方法のみ利用可能なため、事前に利用するPay払いへのアカウント登録及び残高へのチャージが必要です。
- 源泉所得税及び復興特別所得税（自主納付分）は、e-Taxで徴収高計算書データを送信後、受信通知から納付を行う場合のみ可能です。
- 領収証書は発行されません（納付内容（PDF）データで納付情報をご確認ください。）。)
- 金融機関やコンビニ、税務署の窓口では、Pay払いによる納付はできません。

インターネットバンキング等からの納付

こんな方に
おすすめ！

- ☑ インターネットバンキング
を利用している方
- ☑ 近くに金融機関のATMが
ある方

インターネットバンキングやA T Mから納付する手続です。

- ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続が必要です（登録方式の場合。）。)
- 源泉所得税及び復興特別所得税（自主納付分）は、e-Taxによる徴収高計算書データの送信が必要です。
- 領収証書は発行されません（納付状況は預貯金通帳等をご確認ください。）。)
- 利用可能金融機関や利用可能額等の詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。

クレジットカード納付

こんな方に
おすすめ！

- ☑ クレジットカードを利用
している方

パソコンやスマホから「国税クレジットカードお支払サイト」へアクセスし、**クレジットカードにより納付**する手続です。



- 納付税額に応じた決済手数料がかかります。
- 「国税クレジットカードお支払サイト」での納付手続が完了すると、その納付手続の取消しはできません。
- 源泉所得税及び復興特別所得税（自主納付分）は、e-Taxで徴収高計算書データを送信後、受信通知から納付を行う場合のみ可能です。
- 領収証書は発行されません（納付状況は利用明細等をご確認ください。）。)
- 金融機関やコンビニ、税務署の窓口では、クレジットカードによる納付はできません。

キャッシュレス納付
以外の便利な納付方法

コンビニ納付
(QRコード)

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」及び「コンビニ納付用 QR コード作成専用画面」等で作成・出力した「QR コード」をコンビニのキオスク端末に読み取らせることで、バーコード（納付書）を出力し、コンビニのレジで納付する手続です。

- 利用可能なコンビニは、ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ（いずれも「Loppi」端末設置店舗のみ）、ファミリーマート（「マルチコピー機」端末設置店舗のみ）となります。
- 利用可能額は、バーコード（納付書）1枚につき30万円以下となります。
- 領収証書は発行されません（払込受領証は発行されます。）。)
- 作成した「QRコード」（PDFファイル）をスマホに保存し、画面に表示して「Loppi」「マルチコピー機」端末に読み取らせることも可能です。

※ QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。



各納付方法の詳細は、国税庁ホームページの「納税に関する総合案内」からご覧ください。
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/annai/index.htm>



▼詳細はこちら

▼e-Taxホームページ



▼e-Taxソフト(Web版)



▼e-Taxソフト(SP版)



国税の納付は スマホアプリ納付で!

スマホアプリ納付とは?

スマートフォン決済専用の Web サイト
(国税スマートフォン決済専用サイト) から、
Pay 払いを選択して納付する手順です。

決済専用サイトに直接アクセスして納付できます。(※1)

なお、e-Tax で申告データを送信後、受信通知(納付区分番号
通知)から決済専用サイトにアクセスして納付することもできます。

- ✔ 全ての税目で納付可能! (※2)
- ✔ 事前の届出不要!
- ✔ いつでも、どこでも納付可能! (※3)
- ✔ 決済手数料なし! (※4)

- ※1 源泉所得税及び復興特別所得税(自主納付分)は、e-Tax で徴収高計算書データを送信後、
受信通知から納付を行う場合のみ可能
※2 印紙の貼付けを必要とする自動車重量税、登録免許税(いずれも強制徴収分以外)は利用できません。
※3 各決済アプリのシステムメンテナンスにより利用できない時間帯があります。
※4 ご利用にかかる通信料は自己負担となります。

利用可能なスマホアプリ決済

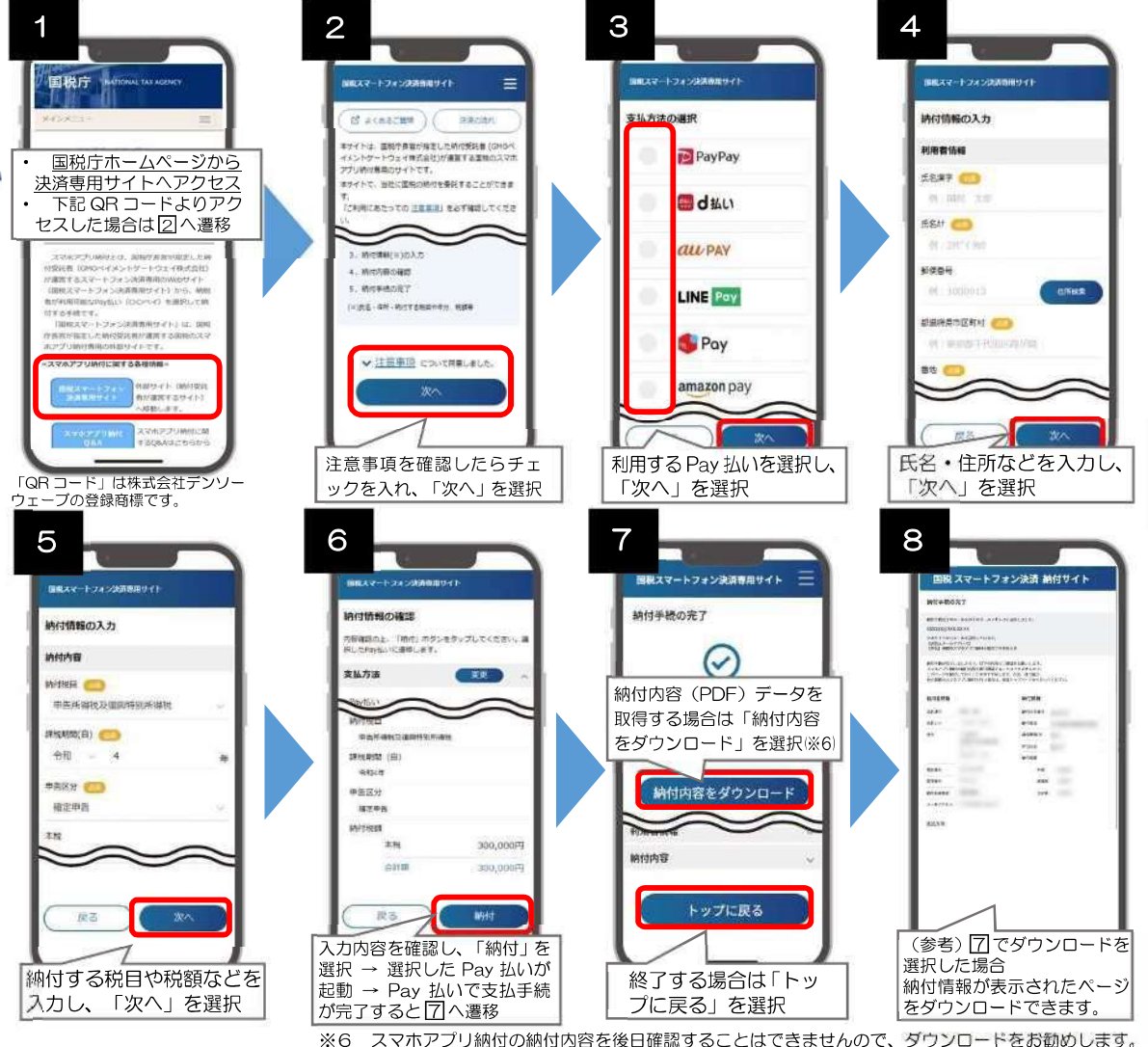


ご利用に当たっての注意事項

- 税務署や金融機関、コンビニの窓口で利用できません。
- 領収書は発行されません。
- アカウント残高を利用した支払方法のみ利用可能なため、
事前に利用する Pay 払いへのアカウント登録及び残高への
チャージが必要です。
- 納付しようとする金額が 30 万円以下の場合に利用可能です。(※5)

※5 利用する Pay 払いで設定された上限金額により、利用可能な金額が制限される場合があります。

ご利用手順-直接アクセスする場合-



※6 スマホアプリ納付の納付内容を後日確認することはできませんので、ダウンロードをお勧めします。



↓こちらからも
アクセスできます

⚠ フィッシング詐欺にご注意ください!

国税スマートフォン決済専用サイトへアクセスする際は、国税庁ホーム
ページの「税の情報・手続・用紙」>納税・納税証明書手続>国税の納付手
続>スマホアプリ納付」からアクセスしてください。



ご利用手順-受信通知（納付区分番号通知）からアクセスする場合-（※）

※ 自宅等からのスマートフォン等による申告をされた場合のご利用手順です。
自宅等からのパソコンによる申告をされた場合は、e-Tax の受信通知に付された QR コードをスマートフォン等のカメラで読み取ることで、決済専用サイトに移行します。

1 e-Taxソフト（SP版）

マイナンバーカードによるログイン

マイナンバーカードの読み取りへ

利用者識別番号によるログイン

利用者識別番号（半角数字）

16桁

暗証番号（半角英数）

8桁～50桁

ログイン

e-Tax ソフト(SP 版)で申告等データ送信後、「マイナンバーカードによるログイン」又は「利用者識別番号によるログイン」からログイン

2 マイナンバーカードでログインした場合

マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書のパスワードを入力してください。

数字4桁

次へ

利用者証明用電子証明書のパスワードを入力し、「次へ」を選択

マイナンバーカードを読み取り

3 Android の場合

マイナンバーカードでログインした場合

ログイン認証に成功しました。カードを外してください。

4 iPhone の場合

5 メインメニュー

ようこそ 〇〇様

前回ログイン 2015年06月29日11:20

利用者情報

「送信結果・お知らせ」を選択

送信結果・お知らせ

6 送信結果・お知らせ

送信した結果やお知らせ、還付金の処理状況等を確認できるメッセージボックスです。

「メッセージボックス」→「メッセージボックス一覧」を選択

メッセージボックス

メッセージボックス一覧

7 メッセージボックス

「納付情報登録依頼」を選択

納付情報登録依頼

2023/03/08 15:03:42

8 受信通知（納付区分番号通知）

「スマホアプリ納付」→「専用サイトへ」を選択

スマホアプリ納付

専用サイトへ

9 スマートフォン決済専用サイト

よくあるご質問 決済の流れ

本サイトは、国税庁長官が指定した納付受託者（GMOペイメントゲートウェイ株式会社）が運営する国税のスマホアプリ納付専用のサイトです。

注意事項

次へ

決済専用サイトへ遷移→注意事項を確認したらチェックを入れ、「次へ」を選択

支払方法

利用するペイ払いを選択し、「次へ」を選択

PayPay

戻る 次へ

11 スマートフォン決済専用サイト

納付情報確認

XXXXXXXXXX

納付内容

- 納付手続完了のメールを受け取る場合は、メールアドレスを入力
- e-Tax から引き継がれた情報を確認し、「次へ」を選択

メールアドレス

納付手続完了のメールを受信する場合は入力してください。

メールアドレス(確認用)

戻る 次へ

12 スマートフォン決済専用サイト

納付情報の確認

内容確認の上、「納付」ボタンをタップしてください。選択したPay払いに遷移します。

支払方法

Pay払い

納付税目

申告所得税及復興特別所得税

課税期間（自）

令和4年

申告区分

確定申告

納付税額

- 納付情報を確認し、「納付」を選択
- 選択した Pay 払いが起動するので支払手続を行います。Pay 払いで支払手続が完了すると13へ遷移

戻る 納付

13 スマートフォン決済専用サイト

納付手続の完了

- 納付内容（PDF）データ（裏面図参照）を取得する場合は「納付内容をダウンロード」を選択
- スマホアプリ納付の納付内容を後日確認することはできませんので、ダウンロードをお勧めします。

納付内容をダウンロード

利用者情報

納付

終了する場合は「トップに戻る」を選択

トップに戻る

※ 「QR コード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

税理士の皆様へ

期限内納付に向けたご指導をお願いします！

納税者の方が期限内に納付されるよう、以下のタイミングで納税資金の積立てや納期限・納税額を確認するなど、税理士の皆様のご指導をお願いします！

課税期間当初

中間申告や予定納税など、今期の納税手続きをお知らせください！

期中において

計画的な納税資金の準備について、ご指導をお願いします！

確定申告前

早めに納税額をお伝えの上、期限内納付のご指導をお願いします！

課税期間の当初における納付指導

☐ 申告所得税は予定納税が必要となることをご指導ください。

- ・ 予定納税基準額が 15 万円以上の場合。1 期分は 7 月 31 日、2 期分は 11 月 30 日が納期限です。

☐ 法人税・消費税は中間申告・納税が必要となることをご指導ください。

- ・ 前期の法人税が 20 万円超、消費税が 48 万円超の場合は中間申告・納税が必要となります。
- ・ 消費税の課税事業者への説明には、リーフレット「中間申告分の納付は期限内に！」を活用ください。

(注) 上記は一般的な例ですので、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

期中における納付指導

☐ 計画的な納税資金の準備・積立てをご指導ください。

- ・ 消費税の課税事業者等への説明には、リーフレット「消費税及び地方消費税の納税は期限内に」をご活用ください。また、前期の年税額が 48 万円以下で中間申告が不要な課税事業者の方については、「任意の中間申告」を利用することもできます。

☐ ダイレクト納付を利用した予納についてご案内をお願いします。

- ・ 納付日や納付額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

裏 面 に 続 く



国税庁

確定申告（納期限）前の納付指導

□ 申告・納期限の前に納税者の方へ納付指導をお願いします。

- ・ 納税者の方が、余裕をもった資金手当てが可能となるよう、納税額（見込）を早めにお知らせください。
- ・ 個人の納税者の方への説明には、リーフレット「納付の期限等のお知らせ」をご活用ください。

□ 便利な納税手段についてご案内をお願いします。

- ・ 納税者の利便性に合わせて、「振替納税」や「ダイレクト納付」など多様な納税方法があります。
- ・ 納税方法の詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。

□ 個人の方は、納付方法を選択することもできます。

- ・ 申告所得税又は消費税を振替納税で納税する場合は、振替日までの延滞税はかかりません。
- ・ 申告所得税や贈与税は、申告時に延納を選択することができます（利子税がかかります。）。

（注）上記の納付手段や納付方法は一般的な例ですので、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

期 限 内 に 納 税 が 難 し い 場 合 は ・ ・ ・

期限内納付が困難な場合の納付指導

□ 納期限までに納税ができない場合は、以下のような不利益があります

- ・ 原則として法定納期限の翌日から完納までの日数に応じた延滞税を納付する必要があります。
- ・ 財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。
- ・ 納税証明書「その3」が発行されません。
- ・ 納税者の方への説明には、リーフレット「国税を期限内に納付できない場合には」をご活用ください。

□ お早めに税務署の徴収担当までご相談ください。

- ・ 国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります（申請が必要となります。）。
- ・ 納税者の方への説明には、リーフレット「国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります」をご活用ください（猶予申請書等は国税庁ホームページから入手できます。）。
- ・ 税理士の方が納税者に代理して、例えば分納や納税の猶予等に関する納付相談を行う場合は、税務代理権限証書が必要となります。
- ・ 納税者の方が納付相談のため来署される場合は、「納付指導・相談チェック表」もご活用ください。



国税庁

予納制度を利用した納税のご案内

予納制度とは

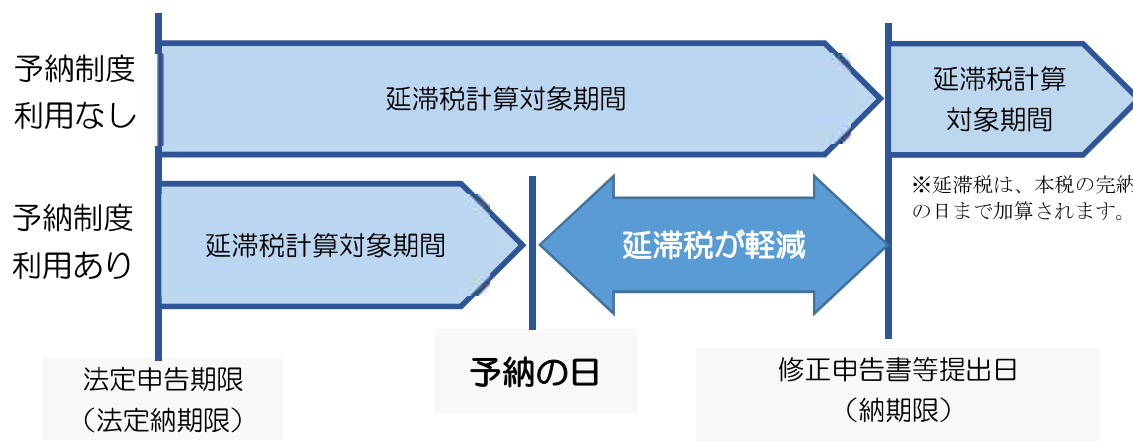
予納とは、調査等により近日中（おおむね6か月以内）に納付すべき税額の確定が見込まれる場合、修正申告書等を提出する前であっても、その納付すべき税額の見込金額を、税務署長に申し出て、あらかじめ納付（予納）することができる制度です。

（国税通則法第59条第1項第2号）

予納のメリット

予納をすると、延滞税の計算は納付された日までとなりますので、延滞税の額が少なくなる場合があります（注）。

- （注）1 法定申告期限から1年以内に修正申告等を行う場合は、延滞税の計算は予納した日までとなり、延滞税の額が少なくなります。
- 2 法定申告期限から1年を経過して修正申告等を行う場合は、除算期間がない場合に限り、延滞税の額が少なくなります。



予納の方法

裏面の「国税の予納申出書」に必要事項を記載して、税額の確定手続（修正申告書の提出等）前又は納期限前までに、所轄の税務署にご提出の上、予納する金額を納付してください。

予納を行うに当たり、ご不明な点がございましたら、所轄の税務署の管理運営部門までお問合せください。



国税の予納申出書

令和 年 月 日

税務署長 殿

(納税者) 住所又は居所 (所在地)

電話番号

()

氏名又は法人名

下記のとおり、国税通則法第59条の規定による国税の予納をします。

記

予 納 す る 国 税				
税 目	年分 (事業年度分) 及び申告区分	納 期 限	税 額	備 考
			円	
予 納 す る 理 由	(令和 年 月 日申告書等提出予定)			

【予納に当たっての留意事項】

- 1 予納した場合には、予納の目的となる申告書等の提出を行う前 (納期限前) に、その還付を求めることはできません。
- 2 予納した額が申告書等の提出により確定した税額より少ない場合には、残額を別途納付する必要があります。また、予納した額が確定した税額より多い場合には順次、他の未納の国税に充てられます (充当した後の残額については還付されます。)

《記載例》

国税の予納申出書

令和 年 月 日

収受印

所轄の税務署名を書いてください。

〇〇 税務署長 殿

(納税者) 住所又は居所(所在地)

住所(又は居所)、電話番号、
氏名(又は法人名)を書いてください。

T市〇〇町〇—〇

電話番号

×××(△△△)〇〇〇〇

氏名又は法人名

国税 太郎

下記のとおり、国税通則法第59条の規定による国税の予納をします。

記

予 納 す る 国 税				
税 目	年分(事業年度分) 及び申告区分	納 期 限	税 額	備 考
消費税及び 地方消費税	令〇.〇.〇~ 令〇.〇.〇 修正申告	令〇.〇.〇	円 1,234,500	
予 納 す る 理 由	(令和 〇年 〇月 〇日申告書等提出予定) (例) 修正申告をするまでに期間を要するため。 税務調査により発生する税額をすぐに納付したいため。			

予納する理由を書いてください。

【予納に当たっての留意事項】

- 1 予納した場合には、予納の目的となる申告書等の提出を行う前(納期限前)に、その還付を求めることはできません。
- 2 予納した額が申告書等の提出により確定した税額より少ない場合には、残額を別途納付する必要があります。また、予納した額が確定した税額より多い場合には順次、他の未納の国税に充てられます(充当した後の残額については還付されます。)

日中は忙しい
あなたへ！

国税の納付には

ダイレクト納付

がおすすめです！

つつい納期限
を忘れがち…

税務署や銀行の
窓口に行く時間
がない…

現金を用意するのが
面倒…



ダイレクト納付
って、何？

e-Taxに登録した預貯金口座からの引き落としにより、
指定した期日に納付できる便利な納付手続です。

メリットは？

- 自宅や事務所からスマホ等で納付手続が可能
- 事前に引き落とし日の指定が可能(即日也可)

(注) 事前にe-Taxの利用開始手続を行った上で、ダイレクト納付利用届出書を提出していただく
必要があります(個人の方のみ、e-Taxによる提出が可能です。)



ダイレクト納付による納付方法

STEP1

e-Taxに
ログイン！



STEP2

税目や納税額等
を入力！



STEP3

引き落とし日を
指定！

3ステップで完了！



詳しくはコチラ >>

ダイレクト納付

検索



計画的な納税を
検討されている方
は、裏面へ！



国税庁

1年前から毎月納付するなど、
計画的に納付できる制度も！

それは

予納ダイレクト

予納ダイレクト
って、何？

将来に納付が見込まれる国税を、
e-Taxに登録した預貯金口座からの引き落としにより、
指定した期日に、予(あらかじめ)め納付できる手続です。

メリットは？

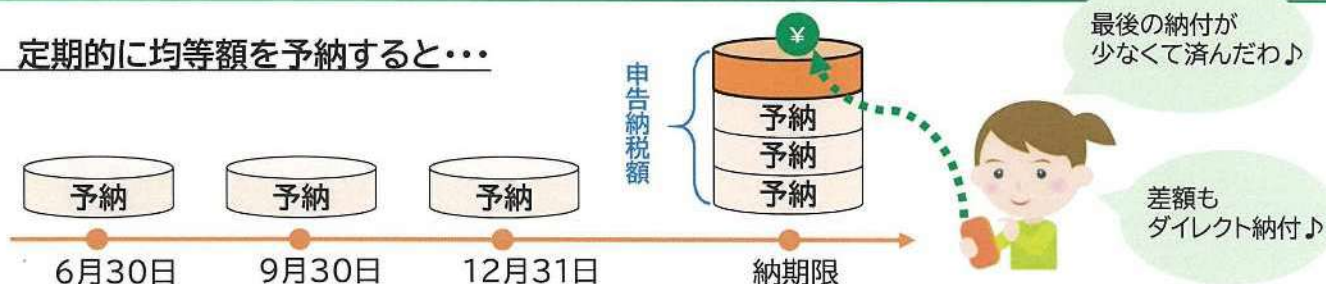
- 申告時に(一括で)納税資金を準備する負担を軽減
- 延滞税等、納付が遅れた場合のペナルティを回避
- 予納する国税の課税期間内となります。

予納できる
期間は？

例えば、令和5年分の確定申告分については、
⇒ 令和5年1月1日～12月31日となり、期間内において、
任意の引き落とし日の指定が可能です。

(注) 利用可能な税目は、申告所得税及復興特別所得税、贈与税、法人税(地方法人税)及び消費税及地方消費税です。

◎ 定期的に均等額を予納すると…



予納ダイレクトによる納付方法

STEP1

e-Taxに
ログイン！



STEP2

予納の申出を
選択！



STEP3

税目や予納額を
入力し、引き落
とし日を指定！

3ステップで完了！



詳しくはコチラ >>

予納ダイレクト

検索



電子納税証明書(PDF)が さらに便利に! スマホで請求! スマホで受取!



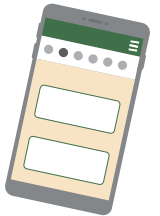
電子納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマートフォンやタブレット端末からもe-Taxを使って
請求から受取まで簡単な操作でできますので、是非ご利用ください!

電子納税証明書(PDF)の**請求**から**受取**まで新たに**スマホ**でもできるようになりました!

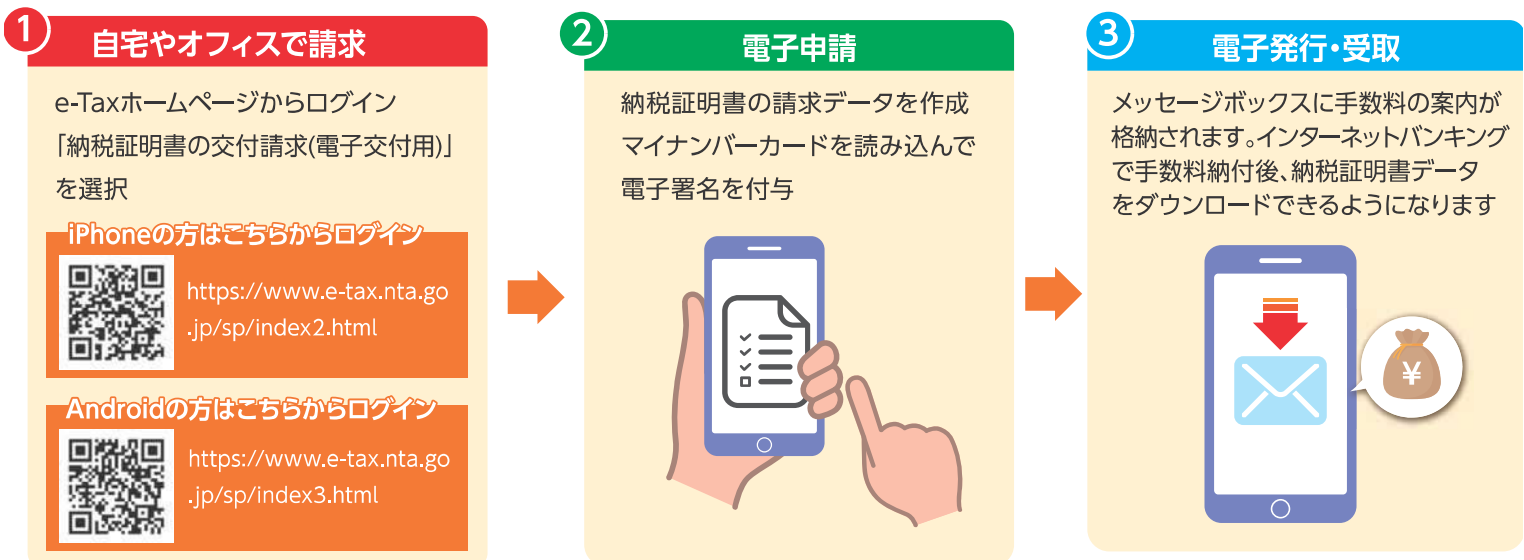


電子納税証明書(PDF)のメリット!

- ✓ **メリット01** 税務署窓口に行く必要がなく、**請求から受取まで非対面**でできます!
- ✓ **メリット02** **手数料がオトク!** (1税目1年度あたり370円)
※書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円
- ✓ **メリット03** 期限内であれば、書面として**何枚でも**印刷してお使いいただけます!
※コンビニエンスストアの印刷サービスを利用する場合には、別途手数料がかかります。
- ✓ **メリット04** 期限内であれば、ダウンロードした電子データは**何度でも**お使いいただけます!



……簡単な3ステップ 請求から受取までの流れ……



留意点

ご利用に当たっては、納税者本人(法人の場合は代表者本人)の
マイナンバーカードが必要です。
スマホを利用した電子納税証明書(PDF)の請求は、
本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。
代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。

詳しい
手続きは
こちらから▶



読み取れない場合はこちらから
[https://www.nta.go.jp/taxes/
nozei/nozei-shomei/01.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm)

他にもまだある 納税証明書の 便利な請求&受取方法!!

納税証明書の請求には e-Tax を使ったオンライン請求が便利ですので、是非ご利用ください。



.....オンライン請求の手順(税務署窓口で受け取る場合).....

① 自宅やオフィスで請求

▶パソコンをご利用の方は、e-Taxソフト(WEB版)から納税証明書請求データを作成できます。
メインメニューの「申告・申請・納税」内の〔新規作成〕から、「納税証明書の交付請求(署名省略分)」を
選択し作成してください。

(注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。

▶スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Taxソフト(SP版)から作成できます。
右のQRコードからアクセスしてください。(QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。)



② 税務署窓口で本人確認

- ▶税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類(運転免許証など)及び個人に係る請求の場合には、番号確認書類(マイナンバーカードなど)をご提示ください。
- ▶代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類(運転免許証など)のほか、個人に係る請求の場合には、本人の番号確認書類(マイナンバーカードなど)の写しが必要です。
- ▶本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものがあります。
詳しくは、国税庁ホームページにある「納税証明書の交付請求手続」をご確認ください。

「1」からは、税務署窓口での手続が必要です。



③ 手数料の納付

税務署窓口で収入印紙又は
現金で手数料を納付します。

※手数料がおトクです。

1税目 1年度 1枚370円

書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円

④ 納税証明書の受取

オンラインで請求して郵送で受け取る方は

請求する方の電子署名を付与し、電子証明書を送信できる場合は、郵送での受取ができます。
詳しい手続は、e-Taxホームページ内「書面の納税証明書を受取る場合について」をご覧ください。



※事前に電子証明書(マイナンバーカードなど)の取得が必要です。パソコンの場合はICカードリーダライタの購入が必要な場合があります。

※インターネットバンキングやATMなどからペイジーを利用して手数料及び郵送料を納付する必要があります。

国税に関するご質問・ご相談は

国税庁ホームページ で 解決！



① チャットボット（ふたば）に質問する

チャットボット（ふたば）では、次の方法で質問すると、
AI（人工知能）が自動回答します。

- ・ご質問したいことをメニューから選択
- ・自由に文字で入力



チャットボットは
こちらから



チャットボット
(税務職員ふたば)

相談可能税目について

- ・ 所得税 の 確定申告
- ・ 消費税
- ・ インボイス制度
- ・ 年末調整

※「年末調整」の利用可能期間は、10月上旬から翌年1月下旬までとなります。

② タックスアンサーを利用する

タックスアンサーでは、国税のよくある質問に対する一般的な
回答を次の方法で調べることができます。

- ・自分に合った状況から探す（質問形式による検索）
- ・キーワードによる検索
- ・税金の分野ごとに調べる



タックスアンサーは
こちらから

国税庁ホームページ で 解決しない場合には、「電話相談センター」
をご利用ください（裏面）



国税庁 法人番号7000012050002

(R5.5)

電話で解決 『電話相談センター』へつながります。



所轄の税務署へ 電話する



税務署の電話番号
はこちらから

電話相談センターを選択する

音声案内に従い、
「1」 電話相談センターを選択

インボイス制度及び消費税の
軽減税率制度に関する一般的
なご質問は、「3」 インボイス
コールセンターを選択する

相談内容を選択する

音声案内に従い、相談する内容の番号を選択する

- 「1」 所得税
- 「2」 源泉徴収、年末調整、支払調書
- 「3」 譲渡所得、相続税、贈与税、財産評価
- 「4」 法人税
- 「5」 消費税、印紙税
- 「6」 その他

※相談内容によっては、税務署へのご相談をお願いする場合がございます。

税務署で相談する

税務署での相談は、**事前予約**が必要です。

書類や事実関係を確認する必要がある場合など、
チャットボットやタックスアンサー、電話相談
センターによる解決が困難な相談については、
面接にて相談を受け付けています。



所轄の税務署へ電話して**音声案内「2」を選択**してください（「税務署」に繋がります。）。